

第6回 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会議録 (要点筆記)

(日 時)

平成 22 年 9 月 14 日 (火) 18:25～18:50

(場 所)

松山市三番町 4 丁目 11-6

KH三番町プレイス 3階 第2会議室

(出席者)

委 員：宇都宮委員、土居委員、前田委員 (五十音順) 計 3 名

(欠席者：三好委員、吉川委員)

事務局：津吉事務局長、横田次長兼総務課長、羽藤事業課長、木村医療給付係長、
河端総務企画係長、小川資格管理係長、芝田主事

(署名委員)

前田会長、宇都宮委員

(議事次第)

- 1 津吉事務局長あいさつ
- 2 議題
 - (1) 情報提供の依頼における協議について (厚生労働省)
 - (2) その他
- 3 閉会

(議事内容)

2 議題

- (1) 情報提供の依頼における協議について

《資料に基づき事務局説明》

広域連合保有の個人情報について、目的以外の目的のために利用または提供する場合については、広域連合個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号の規定により、「あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき」とされている。

そのため、個人情報を利用または提供するため審査会の意見を聴くものであります。

・後期高齢者医療制度被保険者情報の提供について

厚生労働省が年金の不正受給の調査をするため、一年間医療利用がない被保険者の情報提供するものであります。

(会 長) 広域連合は戸籍情報を保有しているのですか。

(事務局) いいえ。市町からいただいておりますのは住民基本台帳の情報であって戸籍情報ではありません。

(会 長) 住民票に登録されている情報だけですね。

《質疑・応答》

1 厚生労働省の提供依頼内容及び使用目的について

75歳から加入することとなる現行制度において、可能な限り被保険者を調査することを前提として、抽出条件を76歳以上で一年間医療サービスを受けていない被保険者と設定し、該当者について、年金の現況届の提出を求めるなど、精査します。

2 申請のあった各市町の提供依頼について

広域連合独自の申請様式ではないため、市町により依頼先宛名が異なっています。また、多数の市町は提供を受けた個人情報の管理等についての記載がありませんが、承認後、広域連合において、広域連合個人情報保護条例施行規則により、個人情報開示決定通知書にて利用目的及び目的外利用の条件として申請のあった利用目的以外に利用しないこと、利用期間後の処分方法等について明記します。

議題(1)に対する質疑・応答の結果、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認定できるため、個人情報の適正な管理をすることを条件に厚生労働省及び依頼のあった市町への提供について、審査会として承認される。

(2) その他

事務局より、先般厚生労働省から提示された高齢者医療制度廃止後の新たな制度の「中間とりまとめ」について説明を行った。

署名委員

会 長

前田 繁一

委 員

宇都宮 嘉忠